

利府町震災復興基本方針

1 はじめに

利府町震災復興基本方針は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び4月7日の余震によって甚大な被害を被った本町の復旧・復興に向け、今後のまちづくりの基本的な姿勢や取り組みの方向性を示すものです。

今後は、この基本方針に基づいて、生活機能と都市機能などの復興と町民生活を再建し、安全で安心して暮すことのできるまちづくりを再構築するため、復旧と復興に関する将来像と具体的な取り組みをまとめる（仮称）利府町震災復興計画（以下「復興計画」という。）を策定します。

また、震災からの復旧・復興にあたっては、「生命」、「財産」を守ることができるまち、人々の「絆」によって、町が復旧・再生し、さらに発展するまちづくりを目指す必要があります。

2 基本理念

本町では、沿岸部にある浜田・須賀地区が津波によって多くの家屋が浸水による被害を受けたほか、内陸部においても家屋の損壊や道路の陥没、さらには学校等公共施設の多くが損壊しています。また、水道やガスなどのライフラインも破損、寸断され現在はその多くが復旧していますが、町民の日常生活や産業活動に大きな影響を与えました。今後は、住民生活を守るため、道路や公共施設などの早急の復旧を最優先に取り組まなければなりません。

本町の復旧・復興にあたっては、総合計画に掲げる町民とのパートナーシップによる協働のまちづくりにより町民と一丸となって取り組み、その上で利府町総合計画の将来像に掲げる「私たち一人ひとりが主役となって 自然・文化・産業が調和し 生きがいと喜び、心の豊かさと幸せを実感できるまちづくり」の実現に向けて邁進していかねばなりません。

特に、震災からの復旧はもとより、生活基盤と産業基盤の再建、さらには都市構造を再構築し、町民の安全、安心の確保と広域的な復興を支援し、「住んでよかった。住んでみたい。住み続けたい。」と言えるまちづくりを目指します。

(1) 生活基盤の再建と都市構造の再構築

すべての町民の生活の基盤である、道路、水道さらには公共施設などの復旧を最優先に取り組むとともに、都市構造の再構築に努めます。また、被災した町民の安定した生活の確保を支援します。

(2) 産業・経済活動の再構築と発展

町民の生活を支える産業活動の復興の支援はもとより、広域的な復興を支援

し、産業の再構築と地域経済活動を促進します。

(3) 安全・安心なまちづくりの再構築

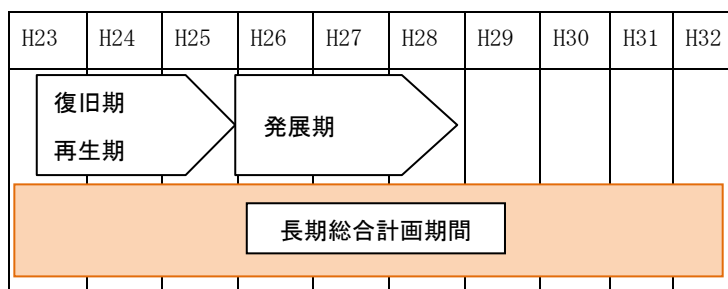
今回の東日本大震災による被害を教訓とし、さらに福島原発事故による影響を考慮し、町民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを再構築します。

3 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画期間

復旧・復興にあたっての計画期間は、概ね6年間とし、生活基盤や公共施設を復旧させる復旧・再生期として3年間、本町の新たなまちづくりによる発展に向けての取り組みを推進する発展期として3年間の2期にそれぞれ設定します。

また、復旧・復興にあたっては町民との協働によるまちづくりによって、各種事業を着実に実施していきます。



(2) 財源の確保

災害復興を最優先に取り組むため各種事務事業の見直しを行い、必要不可欠なサービスを低下することなく、復旧事業に予算を集中し早期の復興に取り組んでいます。

しかしながら、ライフラインの復旧や生活基盤施設などの災害復旧に多額の財政負担が生じているほか、震災に伴う失業などによる町民税収入の減に加え、企業の減収による法人町民税の減少など大幅な歳入減が見込まれます。復興にあたっては多額の費用が必要なことから、長期的な財政的支援措置の強化を国及び県に働きかけ、財源の確保に努めます。

4 復旧・復興の方向性

(1) 生活基盤の再建と都市構造の再構築

・生活基盤の復旧・整備充実

震災によって被災した公共施設、公園など町民の生活基盤の再生に向け早期

復旧に取り組みます。また、日常生活に欠かすことのできないライフラインの整備充実を図ります。

- ・ 浜田・須賀地区の再建

津波による浸水により被害を受けた浜田、須賀地区については、多くの方が再建しこれまでの生活に戻りつつありますが、町民の安全、安心の確保のため地域住民の意見を踏まえ、住宅地の集団移転や津波や高潮などの浸水に対する安全対策について検討します。

- ・ 被災者の生活支援

津波による被害に加え、内陸部では地震によって多くの住宅が損壊しています。被災住宅の再建、補修などの住宅支援を行い、被災者の安定した生活の確保に努めます。

- ・ 被災者の生活再建

被災した地域から利府町への転入者が増加し、すでに賃貸住宅や宅地に空きがない状況にあることから、住宅地の整備を促進し、被災者の生活再建を支援します。また、住宅地の整備促進や住民の安全対策などにあたっては、さまざまな規制緩和措置が必要となることから、関係機関に対し要望していきます。

- ・ 交通基盤の整備促進

町道の亀裂、陥没、構造物の隆起等が著しいことから早急な復旧に取り組みます。また、国道・県道については早期復旧に向けて関係機関へ働きかけます。

さらに、国道45号や沿岸部の道路の被災によって迂回路となった仙台松島線が大渋滞となり町民生活に大きな影響を与えました。今次の震災を踏まえ、避難路の確保や支援のための交通基盤の整備について働きかけます。

(2) 産業・経済活動の再構築と発展

- ・ 商工業の復興と広域支援

地域経済の復興のためには、商工業の復興が必要不可欠となっています。被災した中小企業の震災からの復興を支援します。さらに、地域経済の復興と活性化に向け、商業地、工業流通業務地の整備を促進し、広域的な商工業の再建を支援します。

- ・ 水産業の復旧と魅力ある水産業の再建

津波によって、漁船、養殖施設が大きな被害を受けました。船舶など障害物の撤去及び処理を踏まえながら、水産施設の早期復旧などに努めます。また、漁港、水産業関係者の意見、さらには広域的な取り組みを見極めながら魅力ある水産業の再建を図ります。

- ・ 農業の復旧と再構築

農業施設の早期復旧と、原発事故による農作物の風評被害への取り組みを推

進します。また、本町の特産品である梨や農作物など食の安全を守るための取り組みを実施するとともに、災害時における食の確保の観点から地産地消を推進し、農業の振興を図ります。

- ・観光の復興

震災によってグランディ21や加瀬沼公園など本町にある大型集客施設が被災し、本町を訪れる人が減少しています。震災に係る風評被害や観光自粛を払拭し、賑わいと活力あるまちを再生するため、関係機関との連携を図りながら観光の再構築を図ります。

- ・雇用の確保と失業者対策

勤務先の被災によって解雇や雇い止めなど雇用問題が発生しているほか、失業によって生活資金やローン返済など経済的な困難を抱えています。被災者の生活再建に向けて、雇用機会の提供や働く場の確保に努めます。

(3) 安全・安心なまちづくりの再構築

- ・教育環境の整備

町内の小・中学校などの施設が損壊し、学校生活等に大きな影響を与えていることから、学校や各施設の早期復旧と子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境の整備に取り組みます。また、震災を次の世代に伝える取り組みを推進します。

- ・保健・福祉・医療の確保

災害時における医療の確保について検証するとともに、福祉施設の早期復旧に取り組みます。また、地域社会におけるコミュニティの必要性を再認識し、保健・医療・福祉の連携により、町民が豊かな生活を営むことができるよう努めます。

- ・防災体制の強化

東日本震災による未曾有の被害を教訓とし、防災体制の見直しを行い、その上で自助、共助、公助についての機能充実を図り、安全・安心な地域づくりを再構築します。また、福島原発事故による影響について、情報収集に努めるとともに、放射線測定の体制を整備し測定の充実を図るほか、食の安全、農産物の風評被害の払拭のための取り組みなどの対策に努めます。

- ・環境に配慮したまちづくり

震災からの復興にあたっては、資源を大切にし、環境へ負荷を与えないため、これまで以上に配慮が必要です。また、電力需要に配慮した省エネルギーへの取り組みを実施するとともに、自然エネルギーの導入について多様な主体間との連携のもと推進します。

- ・廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、当初から分別を徹底し仮置き場に搬入を行っています。二次処理にあたっては、再利用を基本とし適正かつ迅速な処理に努めます。

5 (仮称) 利府町震災復興計画策定体制について

東日本大震災からの早期の復興と、本町の特性を生かした新たなまちづくりによって復興への取り組みを推進するため、震災復興本部会議（以下「本部会議」という。）を設置します。本部会議は、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、会計管理者及び各課（室・局）長を部員とします。また、事務局を企画課政策班とし、(仮称) 利府町震災復興計画の策定や具体的施策の調整、進捗管理のほか、災害対策本部との連携によって震災復興に取り組みます。

また、復興計画の策定にあたっては、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、広く意見を聴取するため、町民及び有識者、関係機関からなる利府町震災復興計画策定委員会を設置し、計画の策定に取り組みます。

6 町民との協働による復興計画の策定

復興計画の策定段階において、町民の意向を把握するとともに、意見等を広く取り入れ、町民との協働による計画の策定に取り組みます。

(1) 転入者アンケート調査

- ・利府町に転入した被災者に対し、今後の居住意向などについて調査を実施。

(2) 町民意向調査

- ・津波被害のあった浜田・須賀地区全世帯及び無作為に抽出した3,000世帯を対象に実施。

(3) 町民意見公募

- ・広報りふへの意見募集の掲載やホームページを利用し、広く意見を募集。